

産業建設委員協議会記録	
開会年月日	平成24年8月30日
開会時刻	午前10時28分
閉会時刻	午前11時24分
出席委員名	◎広耕太郎　○岡田善行　辻　孝記　山根隆司
	品川幸久　小山　敏　工村一三　山本正一
	世古口新吾
	西山則夫　議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中野　諭
協議案件	・ 宇治浦田観光案内所（仮称）の整備について
	・ 伊勢市景観計画の変更について（二見町茶屋地区）
	・ 筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟その後
	・ 伊勢市労働福祉会館その後の経過について
説明員	産業観光部長、都市整備部長、都市整備部次長、産業観光部参事
	観光事業課長、商工労政課長、都市計画課長、維持課長
	その他関係参与

☆協議経過並びに概要

広委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、協議案件として「宇治浦田観光案内所（仮称）の整備について」「伊勢市景観計画の変更について（二見町茶屋地区）」、「筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟その後」「伊勢市労働福祉会館その後の経過について」の合計４件を順次協議題として、各担当から説明を受け、若干の質疑等を行った後、協議会を閉会した。

（開会 午前10時28分）

◎広委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

それでは会議に入ります。

本日、御協議願います案件は、協議案件としまして「宇治浦田観光案内所（仮称）の整備について」、「伊勢市景観計画の変更について」、報告案件としまして「筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟その後の経過について」、「伊勢市労働福祉会館その後の経過について」の以上４件でございます。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

議員間の自由討議については、申し出がございましたら、随時、行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

宇治浦田観光案内所（仮称）の整備について

◎広委員長

それでは、宇治浦田観光案内所（仮称）の整備についてを御協議願います。

当局の説明をお願いします。

産業観光部長。

●三浦産業観光部長

委員の皆さまにおかれましては、産業建設委員会終了後、御多用のところ産業建設委員

協議会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、ただいま委員長さんのほうから御案内をいただきました、宇治浦田観光案内所（仮称）の整備について、伊勢市景観計画の変更について（二見町茶屋地区）の2件。また報告案件といたしまして、筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟その後の経過について、並びに伊勢市労働福祉会館その後の経過についてのあわせて4件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当のほうから説明をさせていただきますので、何とぞよろしく御協議賜りますようよろしくお願いいたします。

◎広委員長

観光事業課長。

●藤井観光事業課長

それでは、宇治浦田観光案内所（仮称）の整備につきまして御説明いたします。

資料2-1の1をごらんいただきたいと思います。

現在、市内には宇治山田駅構内、伊勢市駅構内、外宮前の旧観光協会、二見生涯学習センターに観光案内所を設置していますが、平成23年度の案内件数は、宇治山田駅構内で3万4,000件、伊勢市駅構内で9万935件、外宮前旧観光協会で7万2,751件、二見生涯学習センターで1万1,257件となっております。

資料2-1の2をごらんいただきたいと思います。

本年、2月13日から26日の14日間、宇治浦田お休み処に仮設で設置し、内宮前のお伊勢さん観光案内人事務所で、車いすの貸出しの実証実験を実施したところ、その間に宇治浦田お休み処で32件、お伊勢さん観光案内人事務所で15件の利用者がございました。

また、この7月1日からは緊急雇用制度を活用いたしまして、本格的な車いすの貸出し業務とあわせて観光案内も開始し、8月26日までに車いすの貸し出しが159件、窓口での観光案内は334件、パンフレットにつきましては、45日間で2,000部がなくなる状況で、観光客の皆さんには大変好評を得ております。

大手の旅行会社が調査した観光客の動向調査を参考にいたしますと、近年は自宅を出る前に宿泊のみを予約し、現地で周遊先を決める旅行者がふえてきておりまして、着地で行き先を決めたり変更したりする方が、全体の7割を占める時代となってきております。

しかし、伊勢市におきましては、一番観光客の多い宇治地区には観光案内所がなく、また、車で訪れる観光客の方は、現地で行き先を変更しやすく、市営宇治駐車場周辺における観光案内所の設置は、市内での長期滞在を案内するためのツールといたしまして、大変有効と考える次第です。

また、現在、鳥羽市が内宮前で運営をいたします「美し国観光ステーション」との連携を図り、着地型旅行商品の案内業務についても、積極的に取り組めることが期待されるところでございます。

資料2-2、2-3をごらんください。

今回、観光案内所の整備を検討している宇治浦田お休み処の位置図と外観写真、平面図でございます。

御遷宮を来年に控えまして、内宮でのお白石持行事が来年の7月26日から始まる前に、宇治浦田お休み処の改修を行い、観光案内所を開所して親切丁寧な案内でおもてなし活動を充実させていただきたいと考えております。

資料2-1の4をごらんいただきたいと思います。

現在検討している改修工事の内容は、外壁と内壁の塗装、天井の添付、案内所設備の設置、パンフレット配布スペースの設置、授乳室の設置、自動ドア化、空調設備の設置などを行いたいと思います。

次に、今後のスケジュールですが、議員の皆様方からおおむねの了解が得られれば、平成24年12月市議会定例会で補正予算として計上させていただき、その後、改修工事を行い、平成25年のゴールデンウィーク前には宇治浦田観光案内所（仮称）をオープンしていきたいと考えておりますので、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

以上、宇治浦田観光案内所（仮称）の整備につきまして、御説明申し上げます。

何とぞよろしく、御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎広委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。

○辻委員

確認しておきたいと思いますが、前回ですね、駐車場の視察をさせていただきまして、その時にも説明が若干ありまして、ここに観光案内所をもってきたいという話を聞かせてもらっておりまして、だいたい気持ちはわかっておるのですが、現在の平面図を見せていただいておりますけれども、これをどういうふうにしていこうというのが、見えてこないのですが、その辺のお考えというのは、だいたいあるのでしょうか。

◎広委員長

課長。

●藤井観光事業課長

現在、私ども事務局のほうで考えさせていただいておりますのは、お休み処の西側のほうにカウンター、一般のカウンターとローカウンターをつけさせていただき、そして先ほども御説明させていただいたような形でドアにつきましては、自動ドア化という形で考えておるのですが、詳細な内容につきましては、議員の皆さま、また、ただいまここでおはらいまち会議さんのほうで車いすの貸し出しと観光案内をしていただいておりますので、その方々の御意見、また市内の観光案内をしていただいております、観光協会さんの御意

見等も聞かせていただいて、観光客にとって利用しやすいような案内所にしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

そうすると、まだ正確に決まっていないという形で。その辺のところもまた議会と相談しながらという形になっていくのですか。12月議会に補正をあげたいというのであれば、ある程度練っていないと、予算もつけられないと思いますので、その辺のところはいつ頃までに決めていきたいというのがあったら教えてもらいたいのですが。

◎広委員長

参事。

●須崎産業観光部参事

今回ですね、この協議会で協議させていただいて、その後おおむね了解ということであれば、先ほど課長申しましたように、観光協会なり、地元の方にいろいろ聞きまして、それらの意見を反映させていただいて12月議会前の協議会で再度図面等を提出させていただいて了解をいただければということで、予定としては考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎広委員長

今日は、皆さんが理解していただければさらに進めるということですね。まあ進め過ぎてもしかられるし、非常に難しいところでございますが、よろしいですか。

他に・・・品川委員。

○品川委員

私も先ほど言われた管外視察のほうでこのところにお邪魔したのですが、非常にこの建屋自体は宇治のまちにマッチングしておるなと思っています。それがどういう形になるかわかりませんが、これオープンスペースなんで非常に入りやすかったという部分があるのですが、それを自動ドアにするとか、中に空調を入れるんやと思いますが、そこら辺ができてみやんとなかなかイメージがわからないのですが、私的には、この間のほうがよかったなと。あと冷たいお茶でも出していただけたら、もうこれで十分かなと思っておったので、どんな改築をされるかわからないですが、そこら辺がひとつ心配かなということですね。また計画がもうできておると思いますが、進んだら教えてください。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。
よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

伊勢市景観計画の変更について（二見町茶屋地区）

◎広委員長

次に伊勢市景観計画の変更について（二見町茶屋地区）の説明をお願いいたします。
都市計画課長。

●森田都市計画課長

それでは、伊勢市景観計画の変更についての御説明を申し上げます。

本日は、二見町茶屋地区の重点地区の変更、沿道景観形成地区の追加指定、その他修正及びスケジュール（案）について御説明を申し上げます。

伊勢市におきましては、伊勢市景観計画を平成21年5月に策定し、平成21年10月より運用を開始しています。

二見町茶屋地区におきましては、旧二見町で策定していました景観施策をこの計画に引き継ぎ、二見町茶屋地区を重点地区に指定し、特色ある景観形成を図ってきました。これらの取り組みを通じて一定の景観形成が進んできたところですが、重点地区の範囲、景観形成基準について見直しの必要が生じてきましたことから変更を行おうとするものです。

二見町茶屋地区の重点地区の変更でございますが、重点地区の範囲及び景観形成基準を5つの地区に細分化し、それぞれの特性に応じた基準に見直すものでございます。

それでは、ここからはその変更内容について御説明申し上げます。

まず、お手元の資料をごらんください

資料3-1の1ページをごらんください。

二見町茶屋地区の重点地区は、現在、赤線で囲いをしてあります地区を指定していますが、今回の見直しにより青色の点線の範囲に変更しようとするものです。変更箇所について御説明申し上げます。

まず、濃い緑色の範囲の旅館街南側の道路ですが、道路を挟んで片側の建物しか基準が適用されていなかったため道路の両側に範囲の拡大をし、茶屋地区の東側の道路においては、同じ道路の延長でありながら分断されていたところがありましたので、同じく拡大を

しています。その他には地元から御意見をいただきましたところについて、若干増減をしております。

続いて地区の分類ですが、現地調査の結果に基づき建物の用途の現状から重点地区を細分化しています。まず、赤色の範囲を旅館地区、黄色の範囲を店舗地区、濃い緑色の範囲を住宅地区、黄緑色の範囲を茶屋北西地区、紫色の範囲を茶屋南西地区としています。

次に資料3-2をごらんください。

景観形成基準ですが、これまでのこの地区は、全地区共通の景観形成基準を設けて運用しており、合わせて補助基準を設け、この基準で施工する場合は補助金を交付することで質の高い景観形成の促進を図ってきました。しかし、共通の基準では観光客の多い表参道の旅館、店舗などに重点をおいたきめ細かい運用ができないため、今回、現地調査の結果に基づいて細分化した5つの地区にそれぞれ基準を設けることとしています。

右の変更後の表をごらんください。

まず、基準の適用の仕方について御説明を申し上げます。旅館地区には①の旅館地区の景観形成基準、店舗地区には②の店舗地区の景観形成基準を設けており、米印は補足をするものでございまして、建物用途に合わせて、旅館は①の旅館地区の景観形成基準、店舗は、②の店舗地区の景観形成基準、住宅は、後ほど御説明申し上げますが、③の旅館地区及び店舗地区における住宅の景観形成基準を適用するものでございます。

続いて、住宅地区は④の住宅地区の景観形成基準、茶屋北西地区には⑤の茶屋北西地区の景観形成基準、茶屋南西地区には⑥の茶屋南西地区の景観形成基準をそれぞれ適用するよう考えており、このようにきめ細かい基準を設けて適用しようとするものでございます。これによって、歴史的まちなみの保全を図り、まちなみと調和のとれた景観形成をより促進する地区と景観に対して柔軟に対応していく地区を明確にし、メリハリのある対応ができるようにしようとするものでございます。

次に景観形成基準の内容とその主な変更点について御説明を申し上げます。

1枚お戻りいただきまして、資料3-1の2ページをごらんください。

この表の左側の列が現行の景観形成基準です。その右の①から⑥が先ほど御説明させていただきました新基準で、その内容をそれぞれお示ししております。

現行の基準に対しての主な変更点は、旅館地区及び店舗地区でございますので、表の①から③の基準について、その主な変更点を御説明申し上げます。

まず、形態について、現行は木造を基本とした3階以下としていたものを、旅館及び店舗地区の店舗と住宅については2階以下とし、屋根は、切妻又は入母屋を基本とした日本瓦葺きとし、軒ひさしは、日本瓦葺き、銅板葺き又は板葺きを基本としています。

外壁については、木や漆喰等とし、きざみ囲い又は真壁造を基本とし、開口部については、建具を木製とし、格子、出格子、手すり等を設けるものとしています。

看板・案内板については、木製又は銅板を用いるなど周囲のまちなみと調和した素材、形状、色彩等を用いることとし、門・塀・垣根等は、旅館地区において板塀、生け垣等としています。

建築物の高さの最高限度については、店舗及び住宅について10メートルとしています。
最後に自動販売機については、木製の小屋等の囲い又はひさしを設けることとしています。

以上が、主な変更点でございます。

次に④から⑥の基準につきましては、以前の基準からなくなったものもありますように従来のものより緩やかなものとなっています。

これらの変更につきましては、資料3-3、4ページから18ページがイメージ図も添付しました詳細な資料となっておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

次に資料3-3、2ページをごらんください。

2の沿道景観形成地区の追加指定について御説明申し上げます。

位置としましては、資料3-1の1ページをあわせてごらんください。

現在、二見町茶屋地区の国道42号については、通インターチェンジから茶屋交差点を経由し、伊勢二見鳥羽ラインまでが、この地区に指定されています。今回、茶屋地区の重点地区の見直しを行うに当たり、茶屋地区である国道42号の茶屋交差点―二見総合支所の南西にある信号交差点でございますが一から新二見トンネル―二見興玉神社の南にあるトンネルでございます一までの約900メートルについて沿道の景観の保全を図るため、沿道景観形成地区に指定しようとするものでございます。

次に資料3-3、3ページをごらんください。

その他の修正ですが、景観法及び自然公園法の改正に伴い、適用されます条項を変更するもので、伊勢市景観計画の内容についての変更はございません。

最後に資料3-4をごらんください。一番後ろのページでございます。

平成23年度の着手から伊勢市景観計画の変更の運用に至るまでのスケジュール（案）でございます。

平成23年度は、市と三重大学とで共同研究を行い、二見町茶屋地区景観委員会に意見を聴きながらたたき台を作成し、平成24年2月に伊勢市都市計画審議会に報告し、原案を作成しております。その原案について平成24年5月から7月にかけて地元説明会等を4回行い、いただいた意見を参考に素案を作成し、二見町茶屋地区景観委員会に説明会の結果を報告し、素案を作成したところです。今後パブリックコメントを9月18日から10月18日まで実施し、それに基づき案の作成を行い、10月ごろ二見町茶屋地区景観委員会にパブリックコメントの結果を報告し、案を作成したいと考えています。案ができましたら、11月ごろに産業建設委員協議会にパブリックコメントの結果及び案の報告をさせていただいた後、伊勢市都市計画審議会に伊勢市景観計画の変更について御審議いただく予定でございます。伊勢市景観計画の変更が策定されましたら審議会の結果及び策定の御報告を1月ごろ産業建設委員協議会にさせていただきたいと考えております。

なお、伊勢市景観計画の変更については、順調に進みましたら、1月ごろから周知を行い、平成25年の4月に運用を開始する予定でございます。

以上、「伊勢市景観計画の変更について（二見町茶屋地区）」の素案及びスケジュール

(案)につきまして御説明させていただきました。
何とぞ御協議賜りますよう、お願い申し上げます。

◎広委員長

ただいまの説明につきまして、御発言はございませんか。
副委員長。

○岡田副委員長

すいません、最後でよろしかったのですが。
まず1点目、これに関しては、強制力というのは、確か、ない条例ですよ。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

これにつきましては、この重点地区で案件が出ましたら届出をしていただくということです。

◎広委員長

副委員長。

○岡田副委員長

届出はわかるのですが、届出がなされて、これが個人の状態で補助をもらわないという状態でしたら、この条例は関係ないということで、そういう考えでよろしかったですね。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

この条例につきましては、景観法の関係によります基準でございますので、あくまでも補助をもらわなくても届出の必要はございます。

◎広委員長

岡田委員。

○岡田副委員長

届出はいいのですが、それによって建築確認がおりないとか、そこに住居が建たないと

いう問題ではないということで認識してよろしいですね。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

そのとおりでございます。

◎広委員長

岡田委員。

○岡田副委員長

そうなりますと、ここに関してですと、旅館側、3階建てまで、それで住居側が2階建てまでということになっております。

それでまたこの、言うならば、どうですかね、この道のあたりですと、今のままですと、いろいろなものが建っています。条例自体が前より少し細かくなって厳しくなっていると思っております。こうなってくると、その建物というのは、すごくお金がかかると聞いております。その状態で、お金が100万しかありません。その状態になりますと、この建物というのは、補助を出さずに自分の好きなものを建てるほうがいいんやんかという話になりやすいと思っております。そういう点も考えて、そういうこともありますけれども、それでも厳しくしていくという考えになっていますよね。そう考えると、ここは市としては、歴史のあるまちですから、これを残していきたいと思っているのか。それとも残すためにとりあえずやっていくんですが、まあまあ、皆さんの意見によっては好きなように建てていいと思っているのか、どちらの考えをもっているのか、そこをお聞きしたいのですが。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

少しこれまでの経緯もあわせて御説明をさせていただきたいのですが、この茶屋地区の景観形成につきましては旧二見町の時から、平成12年度でございますけれども、二見町H O P E幸福推進計画で、平成13年度には「二見町の景観・文化を守り、育て、創る条例」が策定され、これまで、二見町の顔となる重点地区と同じ範囲について、景観施策を行ってきたというふうに認識しております。それを引き継ぎまして、平成21年から景観形成基準を策定し、地域の歴史的、文化的な景観を保全し、地域の独自の魅力ある景観形成に取り組んできたということでございます。

この度、この地域につきまして、地区を細分化し、またそれに合わせて景観基準を設けさせていただいておるわけですが、市としましては、地域の住民の方と行政が連携・協働して、二見らしい魅力的なまちなみの景観に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、委員仰せの住民の方の御意見につきましては、説明会等でも聞かせていただきましたところがありますし、また今後パブリックコメントという形で御意見も頂戴したいというふうに考えております。

◎広委員長

岡田委員。

○岡田副委員長

二見のことは私も知っておりますし、いろいろとわかるのですが、内容としては。

この今の状態から、現在から細分化する、細分化も用途地域を変えて、場所によっては緩やかにするというのはわかるのです。ただメインストリートのところについては、かなり細分化され厳しくなっております。もうこの時点でも今現在一般の住宅に関しては普通の家を建てております。これ条例が厳しくすればすると、実効性のない条例になるうかと思うのですが、やはり予算規模としてもかなり金額が変わるらしいですわ。そのような状態で100万しか出ない、出ないけれどもすごく金額がかかる。これもまたどんどん細かく厳しくしていく。そうするともう実効性がない条例になってくと思うのですが、そういう矛盾点があるのですが、そういう点はどういうふうに考えているかお聞きしたいのですが。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

実効性の部分ですが、市としましても景観形成というところにつきましては地元合意があって初めて成立するものであるというふうには考えております。今回厳しい内容というふうに指摘をいただきましたけれども、この中で、但し書きを設けましたり、基本的にいうところも中には入れさせていただきまして、ある程度、景観に配慮した形で、工夫していただきましたら、二見町茶屋地区の景観委員会がでございますので、そちらにお諮りしまして運用については、させていただきたいなというふうに考えております。

◎広委員長

あくまでもそれは、強制力はないが、ただ、住民の方々への景観の意識を喚起させるというような部分ということでお考えなんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

岡田委員。

○岡田副委員長

今委員長がちょっと言われましたが、その喚起だけの問題なのですか、この条例は。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

景観につきましては以前から、取り組んできたという経緯もございまして、そういった中で補助金制度も設けて、やってきたところでございます。

今回、特に旅館、店舗地区につきましては、今までやってきました補助金が出る形に、近い形で作成したものでございまして、それによりまして、こういった歴史的なまちなみの保全とですね、文化の継承といいますか、ここにつなげて、また観光客等の皆さまに来ていただけるようなまちにということで考えております。

◎広委員長

岡田委員。

○岡田副委員長

まちなみのそれを残していきたいということですよ、今の話ですと。残していきたいのであれば、細かく規制をかけるよりは、ある程度ファジーにさせてもらって、ファジーな状態から景観委員会で話をして、まあこれならオッケー、これなら駄目ですというふうにもっていかな駄目だと思うのですが、今回の改正に関してはかなり細かくなっているの、そういう点では使いづらい条例じゃないかなと僕は思っております。いろいろそういう点もあると思うのですが、そういう実効性のあるかないかというところで僕はない、難しい条例だなと思っているのですが、そういう点、当局はどう考えていますか。

◎広委員長

課長。

●森田都市計画課長

御指摘のように最終的な強制力というのはございませんが、あくまでも地域の皆さまにも御協力をいただいて景観をつくっていききたいというふうに考えてございますのでよろしく願います。

◎広委員長
岡田委員。

○岡田副委員長

わかりました。たぶん苦しい答弁になっていると思いますので、まあまた後ほどいろいろと出てくると思いますので聞かせていただきます。

あと最後に、例えばこういう条例がつくる場合ですと、まちなみをもっと、もっとまちの中を活性化していきたい。だから条例でしばりますよ。それもこの歴史的であるまちをつくっていきますということは、それとセットにおいていろいろな観光施策、今度二見をどうしていくかという話も出てくると思うのですが、その点で何か考えているか、それだけお聞かせください。

◎広委員長
部長。

●三浦産業観光部長

二見のまちなみにつきましては、昭和初期のたたずまいを残す木造建築の価値あるまちなみとして理解をさせていただいております。

この基準をつくっていただくことによりまして、より観光資源としての価値を継続していただけるものというふうに私たちとしては理解しておりますので、その辺のところを審議会の皆さんの中にも地域の方も入っておられます。また先ほど説明をさせていただきましたように、住民の方の理解、協力を得ないことには、これを継続してこの景観基準を守っていただけないというところもございますので、まずは観光資源として、基準を守っていただくことは、大切だということを私たちのほうも都市整備と一緒に協力してやっていきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

◎広委員長
岡田委員。

○岡田副委員長

まあ確かに雰囲気あるまちづくり、歴史あるまちづくり、確かにあれば、それはいろいろなまあ観光としての、何というか、メリットになると思うのですが、やはりまちが生きてこなければ、だれも来ませんよね。だからそういう政策ももたなければいけませんし、そういう点はよろしくお願いします。

例えばですが、やはりそういうことをセットとして話をしなければいけないと思いますので、そういうこともまちの皆さまと話をしてもらって、皆さまが納得するような、後から苦情が出たら問題になるのですが、やっぱりきちとした話だけはしていただきたいと

思いますのでそれだけをお願いします。

◎広委員長

他に御発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

御発言もないようでありますので本件についてはこの程度で終わります。

それではこの程度で終わります。

10分間休憩します。

（休憩 午前 時 分）

（再開 午前 時 分）

筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟その後の経過について

◎広委員長

休憩を閉じ会議を続けます。

次に、報告案件に入ります。

筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟その後の経過についての報告をお願いします。

維持課長。

●松井維持課長

それでは、筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟その後の経過についてを御説明申し上げます。

資料4を御高覧ください。

始めに資料の訂正をお願いします。

下から4番目、第1回から第9回公判とありますが、公判の言葉を期日に訂正をお願いします、

期限の期、日にちの日です。

それでは説明を始めます。

平成23年6月7日に、産業建設委員協議会にて御協議いただいた後、6月市議会定例会において訴訟の提起について議決されました。その後、7月27日伊勢市と弁護士との間で訴訟に伴う委任契約を締結し、同月29日に津地方裁判所伊勢支部に提訴いたしました。

9月2日より津地方裁判所伊勢支部法廷にて9回の期日指定がされ、平成24年5月31日

結審しました。

6月19日に裁判所からの判決言い渡しが行われました。判決は「被告は工作物を収去し、土地を明渡せ」という伊勢市の請求すべてを認める内容でした。この判決に対して、被告より控訴期限内に控訴がなく、7月4日に判決が確定しました。

被告は判決に従い7月初旬より工作物の取壊しを始めております。

現在も作業中ですが、伊勢市といたしましては、撤去作業が完了次第、筆界特定書に基づく境界の復元を行い、通路として機能回復・保持に努めていきたいと考えております。

以上、筆界特定書に基づく工作物撤去請求訴訟その後の経過についてを御報告申し上げます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎広委員長

課長、すいません、この境界についてはわかるのですが、今一度、こういった内容で訴訟が行われたのかというのをちょっと説明してください。法定外公共物云々と書いてありますが、何がどうなっておって、それで今回こうなりましたというのを、ちょっと説明を今一度お願いします。

はい、課長

●松井維持課長

法定外公共物というのは、いわゆる赤道でございます。この赤道に対しまして、沿線の農地を所有される方が、自分ところの土地と赤道との境界について、以前から確定されていないということで、何回も境界査定申請書に基づいて境界査定がされたのですが、道の反対側の方との立ち会いによって、境界査定がされたのですが、両者の主張に違いがあって、査定が不調に終わったということで、境界が決まらなかったと。それでそこへ今回被告になられた方が強硬的に自分の土地はここまでやということで、赤道の中へブロックを、構造物を積んだために道の機能が果たせなくなったということで、この工作物を道から撤去してくださいという訴訟を市のほうで起こしたということです。境界については、筆界特定制度という精度で、法的にはもう決まりましたので、それに基づいて、筆界特定書で決まった道の中に、そのブロック塀の構造物がありましたので、それを撤去してくださいということで訴訟をおこした。それについて裁判所が認めていただいて、撤去をしろという判決になったということでございます。

◎広委員長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御発言はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎広委員長

御発言もないようでありますので、この件についてはこの程度で終わります。

伊勢市労働福祉会館その後の経過について

◎広委員長

次に「伊勢市労働福祉会館その後の経過について」の報告をお願いします。

商工労政課長。

●中村商工労政課長

「伊勢市労働福祉会館その後の経過について」御説明させていただきます。

伊勢市労働福祉会館の状況につきましては、平成24年1月23日に開催されました産業建設委員協議会で御協議いただきました。本日は、その後の進捗状況と、条例の一部改正について、御報告するものでございます。

三重県では、平成18年10月に老朽化と耐震性に問題があるとして、県伊勢庁舎の建て替えを発表いたしました。隣接するＪＡ伊勢本店跡地、伊勢市労働福祉会館敷地、伊勢市医師会看護学校敷地を合わせ、県伊勢庁舎として一体利用することとなりました。

伊勢市労働福祉会館は、昭和48年に建築され、老朽化が進んでいることや、平成10年の耐震調査では「早急ではないが耐震補強の必要がある。」との指摘を受けておりましたことから、労働福祉会館の敷地の交換・譲渡を行い、県伊勢庁舎会議棟を改修し、新たな「労働福祉会館」として活用していくこととなりました。

伊勢市労働福祉会館改修工事は、工事費3,872万4,000円で、請負施行業者は、株式会社富士建設に決定しました。工事期間は、平成24年6月22日から平成24年10月15日までとしております。

本年1月23日の産業建設委員協議会の際に、御指摘をいただいております防音構造の工事につきましては、1階の第1会議室を施工します。また、姿見として利用する鏡につきましては、移動式のミラーを準備する予定です。「おもいやり駐車場」につきましては、その大きさの駐車スペース1台分を確保したいと考えております。

本年11月には新労働福祉会館をオープンしていきたいと考えていますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、労働福祉会館の移転に伴い、条例を改正する必要があります。概要といたしましては、会館の位置を勢田町613番地13とすること。使用時間を午前9時から午後10時までとすること。午前・午後・夜間の時間区分に1時間の空き時間を設けますが、基本使用料につきましては、それぞれの会議室の使用形態が同じであれば、旧会館の料金と同額としたいと考えております。条例改正（案）につきましては、9月議会へ提案させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、伊勢市労働福祉会館その後の経過につきまして、御報告申し上げました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎広委員長

ただいまの報告につきまして、御発言のある方、よろしいですか・・小山委員。

○小山委員

使用料のことで確認させていただきたいのですが、旧の労働福祉会館と平米単価は一緒だということですが、類似の他の公共施設と比較して、平米単価はほぼ一緒なのでしょうか。

◎広委員長

課長。

●中村商工労政課長

市内にはいろいろな施設がございますので、高いところもあれば、安いところも今現在ございます。

市のほうでも、今施設の使用料の考え方について検討しておりますので、今の状態は、今の利用者の利便性を考えさせていただいて現状のままとさせていただきたいと考えております。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

伊勢トピアの場合ですね、そこを利用している各種団体がサークルをつくって活動をしているのですが、そのサークルを伊勢トピアに登録をしておる団体は約半額という特典があるのですが、ここはそういうのはないのでしょうか。

◎広委員長

課長。

●中村商工労政課長

そういう制度はございません。料金表のままだいております。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

今後そういうことを検討する余地はないのでしょうか。

◎広委員長

課長。

●中村商工労政課長

労働福祉会館の条例にも市民の文化の向上に寄与するためということで、今の状態は、この料金のままということで考えさせていただいております。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

申し込み方法ですが、どのくらい前から申し込んで、同じ日に重なったらどんなふうにするとか決まっているのでしょうか。

◎広委員長

課長。

●中村商工労政課長

借りていただけるのは、当日までに申し出をしていただければ借りていただくことができます。

当分は、使用日の2カ月前の属する月の初日から使用日当日までに借りていただくようになっております。

当分直営でございますので、そこの職員のものに言っていただくという形、申請書を書きに来ていただいたりということで考えております。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

最後に確認したいのですが、これはその都度、その都度に申し込むのですよね。毎週、何曜日の何時からうちの団体に貸してくださいというのはできないわけですね。

◎広委員長

課長。

●中村商工労政課長

今の状態ですとそういう、使っていただくときに申し込んでいただくということでございます。

使用日の2カ月前でございますので、その間やったら借りていただくことは可能でございます。

◎広委員長

よろしいですか。他に御発言は…辻委員。

○辻委員

少し聞かせてください。図面を見せてもらっておりまして、思いやり駐車場とか、防音工事のことについてはわかったのですが、トイレの関係でオストメイト対応というのは、これからやっていくということで聞いておるのですが、労福とか先ほどの宇治の駐車場のところでも、多目的トイレがあったわけですが、あの辺でも、オストメイト対応のトイレという形で理解をさせていただいてよろしいのですか。

◎広委員長

課長。

●中村商工労政課長

1階のフロアのところに多目的トイレということでオストメイトを設置させていただく予定でございます。

◎広委員長

辻委員。

○辻委員

わかりました。そうやってずっとやっていただければ結構なのですが、使いやすいようにという部分もありますのでね、その辺も含めて、これからもどんどん活用するというか、オストメイトを進めてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

◎広委員長

他に御発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。
以上で、本日の協議案件等は終わりましたので、協議会を閉会いたします。

(閉会 午前11時24分)